

議第 3 1 号議案

被災者生活再建支援制度の拡充を求める意見書

上記議案を別紙のとおり提出いたします。

平成 3 0 年 1 2 月 1 3 日提出

提出者	新座市議会議員	工藤	薫
賛成者	〃	亀田	博子
	〃	高邑	朋矢
	〃	塩田	和久
	〃	平松	大佑
	〃	笠原	進

提 案 理 由

被災者生活再建支援制度の拡充を求めるため、この案を提出する。

被災者生活再建支援制度の拡充を求める意見書

今年に入って、大阪北部地震、平成30年北海道胆振東部地震、西日本での平成30年7月豪雨、台風21号など大きな地震や記録的豪雨、強力台風の上陸などが相次ぎ、各地に甚大な被害をもたらしています。まさに、「災害多発国日本」の厳しい現実を改めて突き付けています。

平成30年7月豪雨では、死者・行方不明者が200人以上を数え、住宅の全・半壊、一部損壊だけでも2万棟を超えています。また、今年10月の平成30年北海道胆振東部地震でも、死者41人、住宅の全・半壊、一部損壊が合わせて約9千棟に上っています。このため、被災者の多くは仮設住宅などでの仮住まいを余儀なくされ、住宅再建の見通しの立たない被災者も少なくありません。

災害が発生した場合には、再度災害を防止するとともに、全ての被災者を対象にした生活と生業の再建、被災者の自立に向けた支援を行うことが求められています。

阪神・淡路大震災被災を機に、被災者の粘り強い運動と世論の力で被災者生活再建支援法が創設されて20年になりましたが、現行の制度では、支給額は最高支給額が300万円と少なく、適用対象も全壊や大規模半壊に限られ、被災者の要望に十分応えきれていないのが現状です。

よって、国においては、自然災害の頻発を踏まえ、被災者生活の再建を加速するため、被災者生活再建支援制度について、以下の拡充策を講じるよう強く要望します。

- 1 支援の対象を住宅の全壊・大規模半壊だけでなく、半壊や一部損壊まで広げること。
- 2 支給金額を300万円から大幅に引き上げること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成30年 月 日

埼玉県新座市議会

内閣総理大臣 様
総務大臣 様
国土交通大臣 様